

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



今回の宿題も引き続き、みなさん大好き「マニフェスト」。(´o`)からでしたね。
では、確認していきましょう。

宿題Q、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の法定記載事項として具体的に列挙されていない事項は次のうちどれか（自主的、任意様式で記載している事項は除く）。

- (1) 管理票の交付年月日
- (2) 管理票の交付番号
- (3) 氏名又は名称
- (4) 住所
- (5) 処理料金

【解説】

省令第8条の21に「管理票（マニフェスト）の記載事項」11項目が列挙されている（設問では、1項目をさらにいくつかの要素に分けて掲載しているものもある）。

(1)～(4)は規定している事項である。(5)の処理料金については、委託契約書の記載事項であるが、マニフェストの記載事項にはなっていない。

正解(5)

委託契約書は契約相手等が変わらなければ、特段の手続をしなくとも同じ契約書で何回も長期間有効ですが、マニフェストは処理を委託する度に交付しなければなりません。そのため、記載事項は契約書とマニフェストでは異なっているんですね。
引き続き同じマニフェスト記載事項の問題を。

Q、次のうち、産業廃棄物管理票（マニフェスト）の記載事項として具体的に列挙されている事項でないものはどれか（自主的、任意様式で記載している事項は除く）。

- (1) 運搬先の事業場の名称
- (2) 運搬先の事業場の所在地
- (3) 運搬を受託した者が産業廃棄物の積替え又は保管を行う場合には、当該積替え又は保管を行う場所の所在地
- (4) 産業廃棄物の荷姿
- (5) 産業廃棄物の性状

【解説】

(5)「産業廃棄物の性状」は、委託契約書の「適正処理のために必要な情報」や、特別管理産業廃棄物の委託の際の「あらかじめ交付すべき文書」では規定されている事項ではあるが、マニフェストの記載事項としては規定されていない。

～廃棄物処理問題～

正解（5）

前問の問題と同様に、一定期間継続する委託契約書と、委託の度に交付しなければならないマニフェストでは、自ずと記載事項の必要性、重要性は異なってきます。また、「性状」は産廃の種類によっては分析結果表も必要になることから、委託の度に求められるマニフェストでは法定項目にはしていない、と言うことでしょうか。ちなみに、委託する産廃の「性状」が違うのであれば、委託契約の法定事項として「情報の提供」が義務付けられています。もう一つ、マニフェストから問題。

Q、次のうち、産業廃棄物管理票について誤っているものはどれか。

- (1) 産業廃棄物の種類ごとに交付しなければならない。
- (2) 運搬先が2か所以上あるときは運搬先ごとに交付しなければならない。
- (3) 管理票交付者は管理票に関する報告をした後は管理票の写しを保管する義務はない。
- (4) 委託する産業廃棄物の種類、数量が管理票記載事項と相違ないことを確認のうえ交付しなければならない。
- (5) 管理票交付者は、虚偽の記載のある管理票の写しの送付を受けたときは、適切な措置を講じるとともに、都道府県知事に報告しなければならない。

【解説】

(3) 管理票交付者は、管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存しなければならない（法第12条の3第6項、省令第8条の26）。したがって、法第12条の3第7項の規定による管理票に関する報告をしたあとであっても5年経過していなければ廃棄することはできない。

(5) 管理票の写しが送付されない場合の講ずべき措置については、例えば、委託した産業廃棄物が処分されずに放置されている場合にあつては、委託契約を解除して他の産業廃棄物処分業者に委託するなど、個別の状況に応じた適切な措置が考えられる。

(1) は省令第8条の20第1号、(2) は省令第8条の20第2号、(4) は省令第8条の20第3号でそれぞれ規定されている。

正解（3）

ここのところマニフェストのマニアックな問題が続きましたので、今回の宿題は新年度の時に使える新入社員の方向けのものを。



宿題Q

産業廃棄物の収集運搬業(積替保管を行わない)を営むためには、誰の許可を得なければならないか。

- (1) 総理大臣
- (2) 厚生労働大臣
- (3) 環境大臣
- (4) 都道府県知事
- (5) 市町村長